

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 58 年 3 月までの期間及び平成 8 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 56 年 3 月から 58 年 3 月まで
②平成 8 年 10 月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。市役所で加入手続を行い、保険料を納付していたはずなので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 10 月から 56 年 2 月までの間、厚生年金保険第 4 種被保険者として厚生年金保険に加入して厚生年金保険の加入資格を確保するなど、年金に対し高い関心を払っており、第 4 種被保険者期間満了の 56 年 3 月に A 市役所に出向き、国民年金の任意加入手続を行い、保険料を毎月納付していたとの申立てに不自然さはみられない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間は当初、未加入となっていたが、平成 10 年 2 月 6 日に未納に記録訂正が行われている。記録訂正の理由等は社会保険事務所及び申立人とも分からないとしているが、任意加入相当期間であるため、少なくとも加入手続が行われていたことが判明したことによる記録訂正と考えられ、第 4 種被保険者期間満了の昭和 56 年 3 月に A 市役所で国民年金の任意加入手続を行ったとする申立てを裏付ける状況となっている。

申立期間②について、申立人には申立期間を除き未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行われており、この 1 か月を未納

のままとしておくのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。当時、厚生年金保険の無い会社で働いていたため、国民年金に加入し保険料を銀行か郵便局で納付していた。前後は納付となっているのに、この 3 か月のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間と 20 歳になった当初の 3 か月の未加入期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みであり、国民年金の住所変更や厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行われているなど、国民年金加入後の申立人の年金への関心は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後は国民年金保険料を納付済みとなっていること、当時、申立人には住所の変更は無く、ブティックに勤務し洋裁の仕事をして収入を得ていたとしており、申立期間の前後を通じて、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和23年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月21日から同年10月20日まで
昭和20年11月に入社以来、27年2月に退職するまで、A社に継続して勤務していたのに、社会保険庁の記録では23年8月21日から同年10月20日の間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和23年8月21日にA社C支店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年11月までの期間、39年5月から同年7月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、40年4月、同年5月、41年10月から42年3月までの期間、同年9月から43年8月までの期間、同年11月から45年3月までの期間及び63年6月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和38年1月から同年11月まで
②昭和39年5月から同年7月まで
③昭和39年10月から同年12月まで
④昭和40年4月及び同年5月
⑤昭和41年10月から42年3月まで
⑥昭和42年9月から43年8月まで
⑦昭和43年11月から45年3月まで
⑧昭和63年6月から平成4年3月まで

昭和44年ごろ、社会保険事務所の職員が訪ねてきて、国民年金への加入を勧めたことから、国民年金の加入手続を行い、併せてそれまでの未納分を一括納付したはずである。また、その後もきちんと納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号はその妻と連番で、昭和44年11月15日に払い出されており、この時点で申立期間①から⑤までは既に時効となっており、未納の期間すべてを一括で納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付は申立人の妻（平成13年死亡）が行ったとしており、申立人は保険料の納付に関与していな

いため、詳細が不明であり、申立人の妻の納付記録をみると、申立人と同様に未納（20歳となった昭和39年9月以降の記録）となっている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及びA市の記録でも未納となっているほか、申立期間は8回に及び、特に申立期間①から⑦までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が立て続けに誤ることも考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年8月まで
結婚(昭和50年3月)した時、母親から年金手帳を渡され、すべて納付済みと言われた。申立期間について未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、昭和52年10月28日であり、その時点で申立期間は既に時効となっており、さかのぼって保険料を納付することはできない。

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、母親も既に死亡しているため詳細が不明である。

また、申立人は継続してA市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、A市が保管する国民年金被保険者名簿でも申立期間は未納となっており、申立期間について、保険料を納付していたことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から48年6月までの期間及び49年8月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和44年9月から48年6月まで
②昭和49年8月から50年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。母親が加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、昭和50年11月28日以降であり、申立期間は、社会保険庁のオンライン記録、A市の被保険者名簿とも未納となっている。

また、申立人の国民年金の記録をみると、昭和50年4月以降、保険料が完納されており、国民年金手帳記号番号が払い出された現年度に当たる昭和50年度から納付を開始したものと推認できる。

さらに、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料納付に関与しておらず、母親も既に死亡しているため、詳細が不明である。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和51年10月（結婚時）までA市に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる状況は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 12 月から 39 年 5 月まで
②昭和 39 年 11 月から 40 年 4 月まで
③昭和 40 年 11 月から 41 年 4 月まで
④昭和 49 年 11 月から 50 年 4 月まで
⑤昭和 50 年 11 月から 51 年 4 月まで

申立期間①はA社に、申立期間②及び③はB社に、申立期間④及び⑤はC社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社において、申立期間②及び③についてはB社において、申立期間④及び⑤についてはC社において、それぞれ厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社、B社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名の記録は無く、整理番号にも欠番は無い。

さらに、B社に勤務していたとする申立期間②のうちの一部（昭和 40 年 1 月 29 日から 41 年 3 月 28 日まで）については、A社において厚生年金保険の加入期間があり、他の申立期間については、申立人は国民年金に加入し、保険料を納付している。申立人は、国民年金と厚生年金保険の資格取得及び喪失について、冬季間会社勤めをする際に国民年金の資格喪失

を行い、会社を辞めた段階で国民年金に加入していたはずであり、厚生年金保険と国民年金に二重加入したことは無いとしている。社会保険庁が管理する申立人の年金記録では、国民年金と厚生年金保険の適切な切替えが行われており、未納、未加入の期間も無い。

加えて、申立人はそれぞれの申立期間当時の同僚を複数名挙げているが、申立人と同様に厚生年金保険に未加入の期間が認められるなど、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける周辺事情は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。